

豊田市上下水道局における快適トイレ設置工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心として将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市上下水道局では建設業界の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への快適トイレの設置に取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 豊田市上下水道局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和8年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下の各号に該当する工事は除外する。

(1) 現場環境改善費(率分)を計上しない工事

(2) 現場事務所を設置しない工事

2 対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記する。

(取組内容)

第3条 取組内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、速やかに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

(2) 対象工事の監督員は、前号の協議があった場合は、快適トイレの設置が可能な現場は全て設置することとし、その旨を回答する。

(3) 対象工事の受注者は、契約工期のうち準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、快適トイレを1基設置するものとする。ただし、現場に女性が従事している場合は、男女別に1基ずつ設置できるものとする。

(快適トイレの機能、仕様)

第4条 快適トイレは、次の(1)から(11)の機能、仕様を満たしたものでなければならない。なお、(12)から(18)については、推奨する機能、仕様、又は付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式便器

(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)

(3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とす

る)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置 (男女別のトイレ間も含め、入口が周囲から直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス (女性専用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器 (鏡付き洗面台を含む)
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内 (便房内) 寸法 900 mm × 900 mm 以上 (面積を確保すればよいわけではない)
- (13) 擬音装置 (機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)
- (18) 付属品等の木質化

(積算方法等)

第5条 対象工事の受注者は、前条の(1)から(11)について、内容が確認できる資料及び見積書など現場設置に実際に要した費用が分かる資料を対象工事の監督員が最終変更設計書を作成するまでに提出する。

2 対象工事の監督員は、受注者から提出された資料により、実際の現場設置や快適トイレの機能、仕様の確認ができた場合、最終変更設計時に費用を計上し、変更契約するものとする。

(1) 快適トイレに要する費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額※」を計上するものとし、男女別で1基ずつ、計2基まで計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)

※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額

(2) 経常費用、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費の営繕費に計上するものとする。

(3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

(4) 積算上限額を超える費用は、現場環境改善費(率分)を想定し、積上計上しない。

(配慮すべき事項)

第6条 快適トイレを導入する際は、以下の各号に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(現地確認)

第7条 対象工事の監督員は、快適トイレが設置された場合は臨場にて確認するものとする。

(その他)

第8条 本要領に記載のない、又は基づかない事項については、受発注者間で協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。